

○裁判所会計事務規程

平成29年3月15日

最高裁判所規程第4号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 予算及び決算（第十一条—第十三条）
- 第三章 支出の決定及び債務の負担（第十四条—第十六条）
- 第四章 契約等（第十七条—第二十三条）
- 第五章 保管金及び保管有価証券（第二十四条—第三十四条）
- 第六章 物品（第三十五条・第三十六条）
- 第七章 国有財産（第三十七条）
- 第八章 保管物（第三十八条—第四十条）
- 第九章 会計監査（第四十一条）

附則

第1章 総則

（総則）

第1条 裁判所所管の会計事務については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他の法令に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官、分任歳入徴収官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏、分任収入官吏代理、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者、本官設置家裁及び分任官設置簡裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによる。

（歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲）

第3条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、

物品管理官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び分任歳入徴収官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

2 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）第二十七条第一項に規定する支出済となった歳出の返納金を歳入に組み入れる場合における歳入の徴収に関する事務は、前項の規定にかかわらず、当該経費について予決令第四十条第一項第一号の支出の決定（以下「支出の決定」という。）をした官署支出官に委任する。

3 最高裁判所長官、高等裁判所長官、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長（以下「最高裁判所長官等」という。）は、資金前渡官吏に当該資金前渡官吏の支払の原因となる契約を行う分任契約担当官を命ずることができる。

（代理を行う場合）

第4条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理、分任歳入徴収官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

- (1) 欠けた場合
- (2) 休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けた場合
- (3) 出張、休暇等によりその職務を行うことができないため、事務に支障があると認められる場合

（代行機関）

第5条 最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）、高等裁判所事務局長、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長（以下「経理局長等」という。）は、各裁判所に置かれた歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、契約担当官代理及び物品管理官代理の事務の一部を、当該裁判所に置かれた官職を指定してその官職にある職員に処理させることができる。

2 前項の規定により指定する官職及び処理させる事務は、最高裁判所長官が定めるところによる。

（収入官吏等の任命等）

第6条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあっては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、分任収入官吏、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏代理及び出納員（以下「収入官吏等」という。）を命ずることができる。

- 2 収入官吏等が行う事務の範囲は、別表第三に定めるところによる。
- 3 経理局長等は、その所属する裁判所の職員に命じて、予決令第百十六条第一項及び第二項に規定する検査を行わせるものとする。

（保管有価証券取扱主任官の任命等）

第7条 最高裁判所長官等は、歳入歳出外現金出納官吏又は歳入歳出外現金出納官吏代理に保管有価証券取扱主任官を命ずることができる。

- 2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の分任官設置簡裁の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは「保管有価証券取扱主任官」と、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。

（債権の管理に関する事務の委任等）

第8条 債権管理総括機関は、経理局長をもって充てる。

- 2 債権の管理に関する事務について委任する事務の範囲は、別表第四の上欄に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該下欄に定めるところによる。
- 3 第四条の規定は、別表第四の債権の管理に関する事務を行う職員に準用する。

（国有財産に関する事務等の分掌）

第9条 裁判所の所管に属する国有財産に関する事務の分掌については、別表第五に定めるところによる。

- 2 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第十条に規定する事務は、前項の国有財産事務分掌者が分掌する。ただし、国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十二条に規定する国有資産等所在市町村交付金の交付事務のうち、官署支出官が行うべき事務については、この限りでない。

（特別の事情がある場合）

第10条 第三条から前条までの規定により難い特別の事情がある場合には、最高裁判所長官は、これらの規定と異なる定めをすることができる。

第2章 予算及び決算

(経理計画)

第11条 支出負担行為担当官は、経理局長が定めるところにより、支出を推計し、支出限度を予定するために計算整理した予算の執行計画を、経理計画として作成しなければならない。

(予算の繰越し等の事務の委任)

第12条 財政法第十四条の三第一項に規定する繰越明許費の繰越しの手続、同法第四十二条ただし書に規定する歳出予算の繰越しの手続及び同法第四十三条の三に規定する繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務は、これらの手続に係る経費の支出負担行為を行うべき支出負担行為担当官に委任する。

(歳入徴収額計算書又は支出計算書の会計検査院への送付)

第13条 予決令第二十一条の歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類は、歳入徴収官が直接会計検査院に送付するものとする。

2 予決令第二十二条の支出計算書、証拠書類その他必要な書類は、官署支出官が直接会計検査院に送付するものとする。

第3章 支出の決定及び債務の負担

(過年度支出の承認申請)

第14条 官署支出官は、過年度に属する経費の支出の決定を要するものがあるときは、当該経費の所属年度、科目、金額及び事由を明らかにして最高裁判所長官に承認の申請をしなければならない。ただし、財政法第三十五条第三項ただし書の規定により財務大臣の指定する経費については、この限りでない。

(前渡資金の日計の検閲)

第15条 資金前渡官吏は、支払の証拠書類に日計を付し、支払の日の翌日に経理局長等又はその指定する職員の検閲を受けなければならない。

(前渡資金の月例検査)

第16条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上資金前渡官吏の保管する現金及び証拠書類を検査させなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、同項の規定による検査をしたときは、その都度、当該指定した者に当該検査の結果を報告しなければならない。

3 高等裁判所事務局長、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長は、前項の規定による検査の結果の報告を受けたときは、その都度、経理局長に当該検査の結果を報告

しなければならない。

第4章 契約等

(一般競争参加者の資格の定め等)

第17条 予決令第七十二条、第九十五条及び第九十六条並びに国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号。以下「特例政令」という。）第四条及び第八条に規定する事務は、経理局長が行う。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第18条 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）が、一般競争に付そうとする場合において、予決令第七十三条の規定により資格を定めるときは、当該競争に参加する者の技術的適性、現在の経営状況、過去の契約履行状況等を勘案しなければならない。

(指名競争入札等の承認申請)

第19条 契約担当官等は、予決令第百二条の四ただし書、予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）第五条第二項ただし書又は特例政令第十三条第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、指名競争に付すること又は随意契約によることを相当と認めるときは、その事由を明らかにして最高裁判所長官に承認の申請をしなければならない。

(契約審査委員)

第20条 予決令第六十九条第一項の規定による契約審査委員は、最高裁判所所属の職員のうちから経理局長が指定する。

(総合評価審査委員会)

第21条 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条に規定する事項を審査するために、最高裁判所に総合評価審査委員会を置く。

2 総合評価審査委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

(入札監視委員会)

第22条 公共工事の入札及び契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映させるために、最高裁判所に入札監視委員会を置く。

2 入札監視委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

(契約監視委員会)

第23条 物品、役務等（公共工事を除く。）の入札及び契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映させるために、最高裁判所に契約監視委員会を置く。

2 契約監視委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

第5章 保管金及び保管有価証券

（定義）

第24条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管金 予納金、保証金、売却代金その他裁判所が法令の規定により保管する現金で、歳入歳出外現金出納官吏が保管するものをいう。
- (2) 保管有価証券 保証金、担保その他裁判所が法令の規定により保管する有価証券で、保管有価証券取扱主任官が保管するものをいう。
- (3) 事務主任官 保管金及び保管有価証券（この号、第二十五条及び第二十八条においては、裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和三十七年最高裁判所規程第三号。以下「保管金等取扱規程」という。）第二条第一項に規定する保管金及び保管有価証券を除く。）に関する事務を取り扱う者をいう。
- (4) 係書記官 保管金等取扱規程第三条に規定する係書記官をいう。
- (5) 電子情報処理組織 歳入歳出外現金出納官吏が保管金に関する事務を処理するため最高裁判所に設置される電子計算機と歳入歳出外現金出納官吏の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（保管金等の提出）

第25条 事務主任官は、保管金又は保管有価証券を提出させようとするときは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

- (1) 提出者に、現金又は有価証券を添えて、保管金については最高裁判所長官が定める保管金提出書を、保管有価証券については政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）第五条第一項の政府保管有価証券提出書を、歳入歳出外現金出納官吏又は保管有価証券取扱主任官（以下「出納官吏等」という。）に提出させる方法
- (2) 提出者に、保管金を日本銀行に振り込ませ、保管金領収証書を添えて、保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させ、又は保管有価証券を日本銀行に払い込ませ、政府保管有価証券払込済通知書を添えて、前号の政府保管有価証券提出書を保管

有価証券取扱主任官に提出させる方法

- (3) 提出者に、国庫内の移換の手続により保管金を日本銀行に払い込ませ、保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法
- (4) 提出者に、電子情報処理組織を使用して得られた納付番号その他の納付情報により、保管金を日本銀行に振り込ませる方法

2 事務主任官は、他官庁から保管金又は保管有価証券の保管替えを受けるときは、受入通知書（様式については、前項の各提出書に準ずる。）により、又は電子情報処理組織を用いて出納官吏等に受入れの旨を通知しなければならない。

(保管金等の受入通知)

第26条 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券を受け入れたときは、最高裁判所長官が定める保管票により、又は電子情報処理組織を用いて事務主任官又は係書記官にその旨を通知しなければならない。

(保管金等の払込み等)

第27条 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券を受け入れたときは、速やかに、これを日本銀行に払い込み、又は寄託しなければならない。ただし、予決令第百三条ただし書に定める場合において、歳入歳出外現金出納官吏が手もとに保管する保管金の額が最高裁判所長官等が定めた金額の範囲内であるときは、この限りでない。

(保管金等の払渡し等の通知)

第28条 保管金若しくは保管有価証券の払渡し若しくは保管替えを要するとき、又は保管金若しくは保管有価証券が国庫に帰属したときは、事務主任官は、保管票により、又は電子情報処理組織を用いてその旨を出納官吏等に通知しなければならない。

2 保管有価証券が国庫に帰属したときは、事務主任官は、その旨を歳入徵収官に通知しなければならない。

(払渡し等の通知後の手続)

第29条 出納官吏等は、前条第一項又は保管金等取扱規程第六条第一項に規定する通知を受けたときは、速やかに所要の手続をしなければならない。

2 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券の保管替えをしたときは、最高裁判所長官が定める保管金保管替通知書若しくは政府保管有価証券取扱規程第十七条に規定する政府保管有価証券保管替請求書により、又は電子情報処理組織を用いて保管替先の出納官吏等にその旨を通知しなければならない。

(歳入歳出外現金の日計の検閲)

第30条 歳入歳出外現金出納官吏は、歳入歳出外現金の受払いの証拠書類に日計を付し、受払いの日の翌日に経理局長等又はその指定する職員の検閲を受けなければならない。

(歳入歳出外現金の月例検査)

第31条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上歳入歳出外現金出納官吏の保管する現金及び証拠書類を検査させなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

(保管金等の保管)

第32条 保管金及び保管有価証券は、金庫その他の堅ろうな容器に納めて保管しなければならない。

(保管有価証券受払簿への登記)

第33条 保管有価証券取扱主任官は、最高裁判所長官が定める保管有価証券受払簿に保管有価証券の出納を登記しなければならない。

(保管有価証券等の検査)

第34条 経理局長等は、毎年度の三月三十一日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）及び保管有価証券取扱主任官が交替するとき又はその廃止があったときは、その都度、その所属する裁判所の職員のうちから検査員を命じて、保管有価証券取扱主任官の保管に係る有価証券及び帳簿を検査させなければならない。

2 検査員は、前項の規定による検査をするときは、検査を受ける者その他適當な者を立ち会わせなければならない。

3 検査員は、第一項の規定による検査をしたときは、検査書を二部作成し、その一部を検査を受けた者に交付し、他の一部を検査を命じた経理局長等に提出しなければならない。

第6章 物品

(物品使用職員に対する弁償命令)

第35条 物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）第四十条に規定する物品を使用する職員に対する弁償の命令は、当該物品を管理する物品管理官の所属する裁判所（簡易裁判所にあっては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の最高裁判所長官等が行う。

(物品管理官等に対する検査員の任命)

第36条 物品管理法施行令第四十四条第二項又は第三項に規定する検査員は、経理局長等

がその所属する裁判所（地方裁判所にあっては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。）の職員に命ずる。

第7章 国有財産

（国有財産事務分掌者に対する最高裁判所長官の承認）

第37条 次に掲げる場合においては、国有財産事務分掌者は、最高裁判所長官の承認を受けなければならない。ただし、最高裁判所長官が定める場合に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国有財産法第十四条第一号及び第四号から第七号までの規定に該当するとき。
- (2) 国有財産の所管換を受けようとするとき、又は所管換をしようとするとき。
- (3) 公用財産の用途廃止をしようとするとき。
- (4) 国有財産の種目を変更しようとするとき。
- (5) 民公有地又は民公有建物の借受けをしようとするとき。

第8章 保管物

（定義）

第38条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管物主任官 押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）第三条に規定する保管物主任官をいう。
- (2) 民事保管物 保管金等取扱規程第二条第二項に規定する民事保管物をいう。
- (3) 押収物等 押収物等取扱規程第二条に規定する押収物、少年保護事件の証拠物及び医療観察事件の証拠物をいう。

（保管物の月例検査）

第39条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上保管物主任官の保管する通貨、貴金属、麻薬、銃砲刀剣その他必要と認める物について検査させなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

（民事保管物等の検査）

第40条 経理局長等は、毎年度の三月三十一日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）及び保管物主任官が交替するとき又はその廃止があったときは、その都度、その所属する裁判所（地方裁判所にあっては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。）の職員のうちから検査員を命じて、保管物主任官の保管に係る民事保管物及び押収物等並びに帳簿を検査させな

ければならない。

- 2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

第9章 会計監査

(会計監査の実施)

第41条 会計事務の適正を期するため、経理局長等は、経理局長が定めるところにより監査を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(最高裁判所会計事務規程等の廃止)

- 2 最高裁判所会計事務規程（平成二十七年最高裁判所規程第五号）及び下級裁判所会計事務規程（平成七年最高裁判所規程第一号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に前項の規定による廃止前の最高裁判所会計事務規程第三条及び前項の規定による廃止前の下級裁判所会計事務規程（以下「旧下級裁規程」という。）第三条の規定により置かれている歳入徴収官、分任歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び国有財産事務分掌者は、それぞれこの規程第三条第一項の規定により指定された歳入徴収官、分任歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、契約担当官代理及び物品管理官代理並びに同規程第九条の規定により事務を分掌された国有財産事務分掌者とみなし、旧下級裁規程第三条の規定により置かれている分任契約担当官は、この規程第三条第三項の規定により命じられた分任契約担当官とみなし、旧下級裁規程第三条の規定により現に置かれている分任物品管理官については、当分の間、なお従前の例による。

別表第一 用語の意義（第二条関係）

用語	意義
歳入徴収官	会計法第四条の二第三項に規定する歳入徴収官
歳入徴収官代理	予決令第百三十九条の二第三項に規定する歳入徴収官代理
分任歳入徴収官	会計法第四条の二第五項に規定する分任歳入徴収官
分任歳入徴収官代理	予決令第百三十九条の二第三項に規定する分任歳入徴収官代理

支出負担行為担当官	会計法第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官
支出負担行為担当官代理	予決令第百三十九条の二第三項に規定する支出負担行為担当官代理
官署支出官	予決令第一条第二号に規定する官署支出官
官署支出官代理	支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三条に規定する官署支出官代理
センター支出官	予決令第一条第三号に規定するセンター支出官
センター支出官代理	支出官事務規程第二十七条に規定するセンター支出官代理
契約担当官	会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官
契約担当官代理	予決令第百三十九条の二第三項に規定する契約担当官代理
分任契約担当官	会計法第二十九条の二第五項に規定する分任契約担当官
分任契約担当官代理	予決令第百三十九条の二第三項に規定する分任契約担当官代理
収入官吏	出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第三項に規定する収入官吏
収入官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
分任収入官吏	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の一部の分掌を命ぜられた職員
分任収入官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、分任収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
資金前渡官吏	出納官吏事務規程第一条第四項に規定する資金前渡官吏
資金前渡官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、資金前渡官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
歳入歳出外現金出納官吏	出納官吏事務規程第一条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏
歳入歳出外現金出納官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、歳入歳出外現金出納官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
出納員	会計法第四十条第二項に規定する出納員
保管有価証券取扱主任官	政府保管有価証券取扱規程第一条に規定する政府保管有価証券の受扱保管に関する事務を取り扱う職員

債権管理総括機関	債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）第四条第一項に規定する債権管理総括機関
物品管理官	物品管理法第八条第三項に規定する物品管理官
物品管理官代理	物品管理法施行令第八条第五項に規定する物品管理官代理
国有財産事務分掌者	国有財産法第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員
本官設置家裁	下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十四条に基づき会計課、経理課又は出納課が置かれた家庭裁判所
分任官設置簡裁	一 東京、八丈島、伊豆大島、新島、八王子、武蔵野、青海、町田、神奈川、保土ヶ谷、大宮、清水、新津、大阪、伏見、右京、可部、船木、児島、玉島、折尾、上郡及び島各簡易裁判所 二 一に掲げる以外の簡易裁判所のうち、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）別表第四表に掲げる所在地が同法別表第二表に掲げる地方裁判所の所在地と同一又は地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十四号）別表に掲げる地方裁判所支部の所在地と同一である簡易裁判所を除いたもの

別表第二 歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲（第三条関係）

一 歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官及び分任歳入徴収官代理

設置する 裁判所	指定する官職				委任する事務の範囲
	歳入徴収 官	歳入徴収 官代理	分任歳入 徴収官	分任歳入 徴収官代 理	
最高裁判所	経理局長 経理局総務課長				最高裁判所の歳入の徴収に関する事務
高等裁判所	事務局次長 事務局会計課長				当該高等裁判所の歳入の徴収に関する事務
地方裁判所	事務局長 事務局次長				当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地

					の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の歳入の徵収に関する事務
本官設置 家裁	事務局長	事務局次 長			当該本官設置家裁の歳入の徵収に関する事務
庶務課の 置かれて いる地方 裁判所の 支部		庶務課長	課長補佐 が置かれ ている場 合は、課 長補佐 が置かれ ていない 場合は、 会計係長 会計係長 が置かれ ていない 場合は、 庶務係長 庶務係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	課長補佐 が置かれ ている場 合は、課 長補佐 が置かれ ていない 場合は、 会計係長 会計係長 が置かれ ていない 場合は、 庶務係長 庶務係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	当該支部及びこれと同一所在地の簡易裁判所（分任官設置簡裁を除く。）の納入告知の費用を超えない過料告知費用に係る歳入の徵収に関する事務
庶務第二 課の置か れている 地方裁判 所の支部		庶務第二 課長	課長補佐 が置かれ ている場 合は、課 長補佐 が置かれ ていない 場合は、 会計係長 会計係長 が置かれ ていない 場合は、 庶務係長 庶務係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	課長補佐 が置かれ ている場 合は、課 長補佐 が置かれ ていない 場合は、 会計係長 会計係長 が置かれ ていない 場合は、 庶務係長 庶務係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	当該支部及びこれと同一所在地の簡易裁判所（分任官設置簡裁を除く。）の納入告知の費用を超えない過料告知費用に係る歳入の徵収に関する事務

				ていない 場合は、 経理係長 経理係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	
庶務課の 置かれて いる分任 官設置簡 裁		庶務課長	課長補佐 が置かれ ている場 合は、課 長補佐 課長補佐 が置かれ ていない 場合は、 会計係長 会計係長 が置かれ ていない 場合は、 主任	当該分任官設置簡裁の納入告知の費 用を超えない過料告知費用に係る歳 入の徴収に関する事務	
事務部の 置かれて いる分任 官設置簡 裁		事務部長	第二課長	当該分任官設置簡裁の納入告知の費 用を超えない過料告知費用に係る歳 入の徴収に関する事務	

二 支出負担行為担当官、官署支出官、支出負担行為担当官代理及び官署支出官代理

設置する 裁判所	指定する官職		委任する事務の範囲（設置する裁判所 の支部及び出張所のものを含む。）
	支出負担行為担当官	支出負担行為担当	

	官署支出官	官代理 官署支出官代理	
最高裁判所	経理局長	経理局総務課長	最高裁判所の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
高等裁判所	事務局長	事務局次長	当該高等裁判所の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
地方裁判所	地方裁判所長	司法行政事務について地方裁判所長を代理する職員	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
本官設置家裁	家庭裁判所長	司法行政事務について家庭裁判所長を代理する職員	当該本官設置家裁の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務

三 センター支出官及びセンター支出官代理

指定する官職		委任する事務の範囲
センター支出官		
財務省会計センター会計管理部会計事務 調整官	センター支出官代理	裁判所の歳出の支出に関する事務のうち、支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付の事務

四 契約担当官及び契約担当官代理

設置する 裁判所	指定する官職		委任する事務の範囲（設置する裁判所の支部又は出張所のものを含む。）
	契約担当官	契約担当官代理	
最高裁判所	経理局長	経理局総務課長	最高裁判所の契約に関する事務
高等裁判所	事務局長	事務局次長	当該高等裁判所の契約に関する事務

地方裁判所	地方裁判所長	司法行政事務について地方裁判所長を代理する職員	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の契約に関する事務
本官設置家裁	家庭裁判所長	司法行政事務について家庭裁判所長を代理する職員	当該本官設置家裁の契約に関する事務

五 物品管理官及び物品管理官代理

設置する裁判所	指定する官職		委任する事務の範囲（設置する裁判所の支部又は出張所のものを含む。）
	物品管理官	物品管理官代理	
最高裁判所	経理局長	経理局総務課長	最高裁判所の物品の管理に関する事務
高等裁判所	事務局次長	事務局会計課長	当該高等裁判所の物品の管理に関する事務
地方裁判所	事務局長	事務局次長	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の物品の管理に関する事務
本官設置家裁	事務局長	事務局次長	当該本官設置家裁の物品の管理に関する事務

別表第三 収入官吏等が行う事務の範囲（第六条関係）

収入官吏等が所属する裁判所	事務の範囲
最高裁判所	最高裁判所の現金の出納保管の事務
高等裁判所	当該高等裁判所の現金の出納保管の事務。ただし、高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
地方裁判所	当該地方裁判所（支部を含む。）、本官設置家裁を除く家庭裁判所（支部及び出張所を含む。）及び分任官設置簡裁を除く簡易裁判所の現金の出納保管の事務 地方裁判所と同一所在地の高等裁判所支部（知的財産高等

	裁判所を除く。) 及び地方裁判所支部と同一所在地の本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務
本官設置家裁	当該本官設置家裁 (支部及び出張所を含む。) の現金の出納保管の事務。ただし、本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
分任官設置簡裁	当該分任官設置簡裁の現金の出納保管の事務

別表第四 債権の管理に関する事務について委任する事務の範囲 (第八条関係)

債権の管理に関する事務を行う職員	事務の範囲
歳入徴収官	当該歳入徴収官が所属する裁判所 (地方裁判所においてはその管轄区域内にある簡易裁判所及び同一所在地の本官設置家裁以外の家庭裁判所を含む。) の歳入金に係る債権の管理に関する事務
官署支出官	当該官署支出官が支出の決定をした金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
資金前渡官吏	当該資金前渡官吏が支払った金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
分任歳入徴収官	当該分任歳入徴収官が所属する地方裁判所の支部及びこれと同一所在地の簡易裁判所 (分任官設置簡裁を除く。) 並びに分任歳入徴収官が所属する分任官設置簡裁の納入告知の費用を超えない過料告知費用に係る債権の管理に関する事務

別表第五 国有財産に関する事務の分掌 (第九条関係)

国有財産事務分掌者を設置する裁判所	国有財産事務分掌者	事務の範囲 (国有財産事務分掌者を設置する裁判所の支部及び出張所のものを含む。)
最高裁判所	経理局長	最高裁判所が使用する国有財産に関する事務
高等裁判所	事務局長	当該高等裁判所が使用する国有財産に関する事務
地方裁判所	地方裁判所長	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所 (本官設置家裁を除く。) が使

		用する国有財産に関する事務
本官設置家裁	家庭裁判所長	当該本官設置家裁が使用する国有財産に関する事務

別表第五記載のほか、国有財産事務分掌者が設置されている二以上の裁判所において使用する国有財産に関する事務の分掌については、次のとおりとする。

- 一 当該国有財産を使用する各国有財産事務分掌者のうち、最も上級審となる裁判所の国有財産事務分掌者が分掌する。ただし、高等裁判所の支部（知的財産高等裁判所を除く。）が使用する国有財産に関する事務については、当該国有財産を使用する地方裁判所の国有財産事務分掌者が分掌する。
- 二 地方裁判所と本官設置家裁が使用する国有財産に関する事務については地方裁判所の国有財産事務分掌者が、本官設置家裁と簡易裁判所が使用する国有財産に関する事務については本官設置家裁の国有財産事務分掌者が、それぞれ分掌する。